

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成25年 1月24日（木）

担当課：市長室 危機管理課

件 名：（仮称）大和市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	
提出理由：新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、（仮称）大和市新型インフルエンザ等対策本部条例を制定する必要性が生じたことから、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背 景 - 平成 21 年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）は、我が国においては死亡率が低い水準にとどまったものの、高病原性鳥インフルエンザ（A/H5N1）が変異して人から人に感染するようになった場合、多くの人命が失われるおそれがあり、社会全体の混乱も予想される。 - 国は、ほとんどの人が免疫を持っていない新型インフルエンザから、国民の生命と健康を守るため、発生時の具体的な措置を定めた新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という）を、平成 24 年 5 月に公布した。 - これに伴い、法律の公布から 1 年を超えない範囲で、市町村等の条例において、新型インフルエンザ等対策本部に関し、必要な事項を定めなければならない。 2. 本市の状況 - 本市においては、平成 21 年度に、危機事案の総合的な指針となる「危機管理基本方針」（以下、「基本方針」という）とその個別計画である、「新型インフルエンザ対策行動計画」（以下、「行動計画」という）を策定した。 - また、同年度、新型インフルエンザ発生時の行政サービスの提供について定めた「新型インフルエンザ業務継続マニュアル」を策定している。 - 現状においては、新型インフルエンザが発生した場合に、「基本方針」並びに「行動計画」の定めにより、新型インフルエンザ等対策本部（以下、「本部」という）と連絡調整会議を設置し、対応することとしている。 3. 条例の概要 (1) 主な規定内容 ①趣旨 法第 37 条の規定に基づき、本部に関し必要な事項を定める。 ②組織 - 本部長（市長）は、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。 - 副本部長（副市長、教育長、病院長）は、本部長を補佐する。 - 本部員（各部長）は、本部の事務に従事する。	③会議 - 本部長は、必要に応じ会議を招集する。 ④部 - 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。 (2) 規則委任 本部職員の任命に関する詳細項目は、規則等で規定する。 4. 県及び各市の議会上程状況 H24. 12 議会:4 市、 H25. 2 議会:5 市、 H25. 3 議会:9 市(本市含む) 未定:県及び 1 市 5. その他（条例制定後の主な対応） (1) 未発生期（鳥から人への感染が発生） 行動計画に基づき連絡調整会議を設置 - 情報の収集・共有化 (2) 海外発生期（人から人へ感染が発生） 行動計画に基づき本部を設置 - 一般相談窓口の設置、備蓄品の確認・整備 (3) 国の緊急事態宣言 法に基づき本部を設置 条例に基づき部を設置 （国内発生早期、県内・市内発生早期） - 集団予防接種の実施 - 学校等の臨時休業並びに不特定多数が集まる活動の自粛要請の検討 （県内・市内感染拡大期、まん延期、回復期） - 学校等の臨時休業、施設閉鎖の要請、周知 （県内・市内小康期） - 継続的な予防策の周知 (4) 国の緊急事態解除宣言 本部を廃止
経 過 H24. 5 法公布(公布日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行)	今後の予定 H25. 3 議案上程 規則制定 H25. 5 条例施行